

玉野市ホームページ広告掲載募集要領

(趣旨)

第1条 この要領は、玉野市広告掲載取扱要綱及び玉野市広告掲載基準の規定に基づき、玉野市ホームページ（以下「市ホームページ」という。）に掲載するバナー広告の募集及び掲載に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市ホームページ 玉野市が管理するウェブサイトのことをいう。
- (2) バナー広告 市ホームページ内に表示される広告画像で、広告主の指定するウェブページにリンクするものをいう。

(広告の規格等)

第3条 広告を掲載することができる広告枠の規格は、次のとおりとする。

- (1) 大きさ縦80ピクセル 横160ピクセル
- (2) 形式GIF（アニメーション可）、JPEG 又は PNG
- (3) 容量30kb以下

2 広告枠の位置は、市長が定める。

(広告掲載料)

第4条 広告掲載料は、広告枠1枠当たり月額2万円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とする。ただし、玉野市内に事業所等を有するものについては、半額免除とする。

(広告の掲載期間)

第5条 広告の掲載期間は、1か月を単位として、掲載申込みのあった期間とする。ただし、年度を超える期間を指定することはできない。

2 広告掲載期間中、市の都合によりホームページを閉鎖した時間が生じたときは、その時間に応じ別表1のとおり掲載期間を延長する。

(広告の募集)

第6条 広告の募集は、広報たまの、市ホームページその他市の広報媒体を利用して行うものとする。

2 広告枠に空きが生じた場合は、随時、前項の規定により募集する。

(広告の申込み)

第7条 申込者は、玉野市広告掲載取扱要綱第6条第1項に規定する書類を掲載希望期間の始期の1か月前までに市長に提出するものとする。

(広告原稿の作成及び提出)

第8条 広告主は、広告原稿（画像データ）を自己の負担により作成し、市長が指定する期日までに市長に提出しなければならない。

(掲載決定順序)

第9条 掲載申込みのあった広告が市ホームページ上の広告枠の数を超える場合は、玉野市広告掲載取扱要綱第7条に定める順序により掲載する広告を決定する。

2 前項の規定による順序が同じ広告が複数ある場合は、掲載希望月数の多いものを先順序とする。

3 前2項の規定によっても順序が同じ広告が複数あることにより、掲載する広告を決定できないときは、抽選により決定する。

(リンク先の変更の求め)

第10条 市長は、掲載された広告のリンク先のホームページの内容が法令又は玉野市広告掲載取扱要綱等に違反し、その他適当なものでないと認めるときは、広告主に対し、その変更を求めることができる。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、広告掲載について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要領は、平成30年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年10月1日から施行する。

別表1 (第5条関係)

閉鎖した時間	延長する期間
連続して3時間以上24時間以内	1日
連続して24時間を超え48時間以内	2日
連続して48時間を超え72時間以内	3日
連続して72時間を超え96時間以内	4日
連続して96時間を超えたとき	閉鎖した時間を24時間で除して 得た日数+1日